

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成31年1月11日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局矢作ダム管理所長 栗木 信之

1 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度 矢作ダム排砂施設設計業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、矢作ダムの排砂施設における土砂バイパストンネル本体の概略設計、置き土ヤードの実施設計、残土処分場の詳細検討等を実施するものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年8月30日まで

2 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出し、電子入札システムで行う業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については説明書による。

3 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。なお、選定通知の日は別表①を予定している。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けて

いること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年4月2日付け中部地方整備局長 URL:<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm>）に示すところにより中部地方整備局長から平成30年度 矢作ダム排砂施設設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置し、構成員の数は2者を限度とする。

(2) 資本関係及び人的関係に関する要件

(3) 業務実施体制に関する要件

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

(5) 配置予定技術者の資格に関する要件

1) 配置予定管理技術者の資格

2) 配置予定照査技術者の資格

(6) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

(7) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

(8) 企画提案書に関する要件

4 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、説明書のとおりとし、「実施方針」「業務実施体制」及び「特定テーマ」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。

(2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

5 手続等

(1) 担当部局

〒444-2841 豊田市閑羅瀬町東畑67
国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所 総務係
電話 0565-68-2321 FAX 0565-68-2328
メールアドレス：cbr-yahagi_keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 説明書の交付期間：別表②のとおり。
- ② 交付場所及び方法：「電子入札システム」又は入札情報サービス（PPI）に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。
- ③ 入札情報サービスURL：
<http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Gyomu/Kokoku/Search.aspx>

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ① 参加表明書の提出期間：別表③のとおり。
- ② 提出場所及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 関連情報を入手する為の照会窓口5（1）に同じ。
- (5) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成31年3月12日を予定している。
- (6) 詳細は説明書による。

別 表

①	選定通知の日	平成31年2月6日
②	説明書の交付期間	平成31年1月11日から 平成31年1月30日まで
③	参加表明書及び企画提案書の提出期間	平成31年1月15日から 平成31年1月31日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの実施日時	平成31年2月7日10時から 平成31年2月8日16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

説明書【簡易公募型プロポーザル方式】

平成31年1月11日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局矢作ダム管理所長 栗木 信之

1 業務の概要

(1) 業務名 平成30年度 矢作ダム排砂施設設計業務（電子入札対象案件）

(2) 業務の内容

本業務は、矢作ダムの排砂施設における土砂バイパストンネル本体の概略設計、置き土ヤードの実施設計、残土処分場の詳細検討等を実施するものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・土砂バイパストンネル概略設計
- ・下流河川置き土ヤード等実施設計
- ・残土処分場詳細検討

(4) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書（DVD-R） 2部
- ・公開用成果品（DVD-R） 1部
- ・その他調査職員が必要と認めたもの 1式

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年8月30日まで

(6) 担当部局

〒444-2841 豊田市閑羅瀬町東畑67

国土交通省 中部地方整備局 矢作ダム管理所

総務係：契約手続きに関する事及び申請書等の作成に関する事。

電話 0565-68-2321 FAX 0565-68-2328

メールアドレス：cbr-yahagi_keiyaku@mlit.go.jp

2 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出し、電子入札システムで行う業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。ただし、「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札システム」よりダウンロードすること。

この承諾願は、持参により提出することとする。受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：1（6）担当部局に同じ。
- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

3 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知し、紙入札方式による参加者については書面により通知する。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

(1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

① 単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- イ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までには当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

② 設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年4月2日付け中部地方整備局長 URL:<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/index.htm>）に示すところにより中部地方整備局長から平成30年度 矢作ダム排砂施設設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置し、

構成員の数は2者を限度とする。

(2) 資本関係及び人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局随意契約見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③ 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

※本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。

(4) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成20年度以降公示日までに完了した以下に示す同種

又は類似業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

同種業務：ダムの排砂施設に関する概略設計

類似業務：ダムまたは砂防・地すべりの堆砂対策に関する業務

(5) 配置予定技術者の資格に関する要件

1) 配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門ー建設、又は、建設部門)
- ② 博士(工学) (専門分野：ダムの排砂施設設計に関する研究又は、ダムまたは砂防・地すべりの堆砂対策に関する研究)
- ③ 国土交通省登録技術者資格^{*1} (施設分野：河川・ダムー業務：計画・調査・設計)
- ④ R C C M^{*2} (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- ⑤ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- ⑥ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者^{*3}

^{*1}「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

^{*2}R C C M資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む。

^{*3}関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

2) 配置予定照査技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士(総合技術監理部門ー建設、又は、建設部門)
- ② 博士(工学) (専門分野：ダムの排砂施設設計に関する研究又は、ダムまたは砂防・地すべりの堆砂対策に関する研究)
- ③ 国土交通省登録技術者資格^{*1} (施設分野：河川・ダムー業務：計画・調査・設計)
- ④ R C C M^{*2} (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- ⑤ 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) (国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

3) 外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認

定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(6) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成20年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務（再委託による業務、照査技術者の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：ダムの排砂施設に関する概略設計

類似業務：ダムまたは砂防・地すべりの堆砂対策に関する業務

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

(7) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

- ① 公示日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。

国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を越える業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量の契約金額合計が4億円かつ10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

ア 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ 平成26年度以降（過去4年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業

務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成26年度以降（過去4年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が76点以上である者

エ 手持ち業務量が当該業務の説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(8) 企画提案書に関する要件

参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ① 実施方針
- ② 業務実施体制
- ③ 特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

・排砂施設としてのトンネル設計を行う上で留意すべき点とその対応策について

※提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出できるものとする。なお、補足資料は提出枚数を限定しない。

4 参加表明書及び企画提案書の提出期間、場所及び方法

(1) 参加表明書及び企画提案書の提出期間：別表②のとおり

参加表明書及び企画提案書の提出及び方法：参加表明書及び企画提案書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。
- ② 配布された様式（様式-1～様式-11、及び参考様式）を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、別添の様式に示された条件に適合しない場合、企画提案書及び補足資料において、提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等）を記載してある場合には、無効とし選定しない。

- ③ 電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。
 - ・一太郎 2011 以下
 - ・Microsoft Word2010 以下
 - ・Microsoft Excel2010 以下
 - ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat10 以下
 - 画像ファイル JPEG及びGIF形式
 - 圧縮ファイル LZH形式、又はZIP形式
 - ※他の圧縮形式は認めない。
- ④ 複数の書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。
- ⑤ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。
- ⑥ 電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変え

ることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページ
アドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札システム」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

「紙入札方式参加承諾願」の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：1（6）に同じ。

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

- ⑦ 事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。なお、電送又は電子メールは受け付けない。また、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に③の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間は、別表②のとおり。

提出先：1（6）と同じ。

- ⑧ 電子入札システムによる提出において、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に③の形式で作成したファイルを記録したものとする。なお、持参又は郵送等で提出する場合には、電子入札システムとの分割は認めない。

また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ア 郵送等する旨の表示
- イ 郵送等する書類の目録
- ウ 郵送等する書類のページ数
- エ 発送年月日

- ⑨ 参加表明書の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

※注1：「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（2）関連資料

- ① 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に先頭から入力順に3つの業務分野に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

- ② 優良技術者表彰、優良業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。

- ③ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。
なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料、博士の場合は学位、専攻が確認できる修了証明書等の資料を提出すること。

- ④ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に基づく技術検定試験の下記資格について、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、指定試験機関が通知する合格通知書を資格証明書等の資料とする。なお、合格通知書の交付より半年程度経過した場合は、合格証明書を資格証明書等の資料とする。

適用資格：土木施工管理技士、建築施工管理技士、建設機械施工技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士

- ⑤ 配置予定技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出す場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版片面1枚程度）」及び「業務における立場と役割（A4版片面3枚以内）」を提出すること。

（3）非選定理由に関する事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官矢作ダム管理所長から選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非選定通知書）をもって、通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官矢作ダム管理所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- ④ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
- ア 受付場所：1（6）と同じ
- イ 受付日時：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

5 企画提案書を特定するための評価基準

- （1）企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。なお、企画提案書については、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。その際、配置予定管理技術者の手持ち業務量（件数、金額）についても聴き取りを行うものとする。

- （2）企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

① 企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合。
- ・特定テーマにおいて、的確性・実現性に著しく欠ける場合は特定しない。

- ・原則として、企画提案の評価（基本事項（企業）、基本事項（技術者）、企画提案書）において満点の60%に満たない評価値の場合。
- ② ヒアリングの非特定事項
- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
 - ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
 - ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。
- ③ 参考見積
- ・参考見積が提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は、特定しない。

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
基本事項（企業）	企業 業務実績	平成20年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を2件以上有する。 ②同種業務の実績を1件、類似業務の実績を1件以上有する。 ③同種業務の実績を1件有する。 ④類似業務の実績を2件以上有する。 ⑤それ以外。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1
	業務成績	平成28年度から29年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①78点以上 ②77点以上78点未満 ③76点以上77点未満 ④下記のいずれかの場合 ・60点以上76点未満 ・平成28年度から29年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑤平成28年度から29年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い ⑥60点未満	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0 ⑥ 欠格
	企業（優良表彰の信頼度）	平成29年度から30年度まで（過去2年間・表彰年度）に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント」における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。なお、国総研所長表彰は、局長表彰と同等の評価とする。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰を有する。	① 2 ② 1
	事故及び不誠実な行為	企画提案書提出日において以下の期間内である場合に評価点を減じるものとする。 なお、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。 ①該当なし ②文書注意措置後1ヶ月 ③口頭注意措置後1ヶ月 設計共同体の場合は、最も減点が大きくなる者の評価値をその設計共同体の評価値とする。	① 0 ② (-2) ③ (-1)

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項（技術者）	管理技術者	資格	下記の順位で、競争参加資格要件として設定した資格を評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	① 5 ② 3 ③ 1
		業務実績	平成20年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績3件を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ①同種業務の実績を2件以上有する。 ②同種業務の実績を1件、類似業務の実績を1件以上有する。 ③同種業務の実績を1件有する。 ④類似業務の実績を2件以上有する。 ⑤それ以外。	① 5 ② 4 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1
		業務成績	平成26年度から29年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 75点以上76点未満 ⑦ 74点以上75点未満 ⑧ 73点以上74点未満 ⑨ 72点以上73点未満 ⑩ 下記のいずれかの場合 ・ 71点以上72点未満 ・ 平成26年度から29年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績がある ⑪ 下記のいずれかの場合 ・ 60点以上71点未満 ・ 平成26年度から29年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種・類似業務の受注実績が無い ⑫ 60点未満	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0 ⑫ 欠格
		技術優良表彰の信頼度（有無）	平成27年度から30年度まで（過去4年間・表彰年度）に、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務「土木関係建設コンサルタント業務」における優良技術者表彰の経験について、管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。なお、国総研所長表彰は、局長表彰と同等の評価とする。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰の実績を有する。	① 4 ② 2
		手持ち業務	公示日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。 国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び管轄工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。 なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を越える業務をいう。	数値化しない
	照査技術者	資格	下記の順位で、競争参加資格要件として設定した資格を評価することを標準とする。 ①技術士、博士 ②国土交通省登録技術者資格 ③上記以外の競争参加資格要件として設定した資格	① 5 ② 3 ③ 1

国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。詳細はURL：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.htmlを参照すること。

③企画提案書

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	課題・留意点	業務実施上の課題や留意点の明確さと、その対応策についての記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	業務の特性を踏まえた実施方針に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
業務実施体制	実施体制	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	5	
	専門技術者	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。		
	品質向上	業務成果の品質向上（ミス防止体制等）の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容がそれぞれ具体的に記載され、妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
特定テーマ	テーマ①	基本	特定テーマにおける問題、課題、留意点等が明確に示されている場合に評価する。	50
		的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	
			問題点、課題、留意点等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	実現性	既往検討成果や関連する技術基準等に基づく解析手法、検討手法の提案があり、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。		
		提案内容に説得力があり実現性が高い場合に優位に評価する。		
		提案内容の実現性を裏付ける手法・方法の実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
		業務の特性に応じた適切な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。		
独創性	業務の難易度に応じた高度な解析手法、検討手法の提案がある場合に優位に評価する。			
	工学的知見に基づく新しい提案がある場合に優位に評価する。			

④参考見積書

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
参考見積	参考見積の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。	数値化しない

(3) ヒアリング

ヒアリングは、選定した全ての者を対象に実施し以下のとおり行う。

- ① 実施場所：中部地方整備局 矢作ダム管理所
- ② 実施日：別表⑤のとおり
- ③ 開始時間：日時は協議の上決定し時間、留意事項等は別途通知する。
- ④ 出席者：ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。ただし、配置予定照査技術者の出席も認めるものとする。
- ⑤ その他：ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

6 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 企画提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、および設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又はこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする場合があるので注意すること。

② 業務量の目安

本業務の参考業務規模は4,500万円程度（税抜き）を想定している。

③ 実施方針（様式-9）

実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、課題や留意点、その対応策に関する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。なお、記載にあたっては、A4判片面1枚で簡潔に記載すること。

④ 業務実施体制（様式-10）

実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合、業務成果の品質向上に資する提案の妥当性が高い場合に優位に評価する。なお、記載にあたっては、A4判片面1枚で簡潔に記載すること。

⑤ 特定テーマ（様式-11）

説明書3（8）業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。なお、記載にあたっては、1テーマ、A4判片面1枚に記載すること。

⑥ 参考見積

参考見積（様式自由・A4版1枚）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし選定しない。

⑦ 業務成績の平均点

下記の考え方にて算出した業務成績（企業・技術者）について、参考様式に記載し提出すること。なお、本資料は参考資料であり参加表明書及び企画提案書としないが、提

出が無い場合は参加表明書及び企画提案書を無効として取り扱う場合がある。

業務成績平均点は、テクリスにおいて登録されているデータを使用するものとし、業種区分毎（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）に、下記算出方法で評価する。なお、業務成績平均点は、少数第2位四捨五入の少数第1位止めとする。

【企業】平成28年度から29年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点

【技術者】平成26年度から29年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点

業務成績平均点に関する問い合わせについては、下記とし各事務所へは質問及び問い合わせを行わないものとする。

担当部局

国土交通省 中部地方整備局 企画部 技術管理課 品質確保係長

電話 052-953-8131 FAX 052-953-8294

(2) 作成方法

配布された様式（様式-1～様式-11、参考様式）を基に作成を行うものとし、ファイル形式、ファイル容量等の基本的事項については、参加表明書の作成方法と同様とする。

(3) 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- ① 資料名
- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| ア | 平成29年度 | 矢作ダム排砂施設計画検討業務報告書 |
| イ | 平成29年度 | 矢作ダム排砂施設水理模型実験検討業務報告書 |
| ウ | 平成29年度 | 矢作ダム排砂施設検討業務報告書 |
| エ | 平成28年度 | 矢作ダム排砂施設水理模型実験検討業務報告書 |
| オ | 平成28年度 | 矢作ダム排砂計画検討業務報告書 |
| カ | 平成28年度 | 矢作ダム排砂施設検討業務報告書 |
| キ | 平成27年度 | 矢作ダム排砂運用検討業務報告書 |
| ク | 平成27年度 | 矢作ダム排砂施設検討業務報告書 |
| ケ | 平成27年度 | 矢作ダム吸引排砂濁水処理施設検討業務報告書 |
| コ | 平成26年度 | 矢作ダム排砂工法検討業務報告書 |
| サ | 平成26年度 | 矢作ダム土砂管理検討業務報告書 |
| シ | 平成26年度 | 矢作川総合土砂管理計画検討業務報告書 |
| ス | 平成25年度 | 矢作ダム堆砂対策検討業務報告書 |
| セ | 平成25年度 | 矢作ダム下流部河道環境調査業務報告書 |
| ソ | 平成25年度 | 矢作ダム貯水池堆積状況把握調査業務報告書 |
| タ | 平成25年度 | 矢作川総合土砂管理計画検討業務報告書 |

チ	平成24年度	矢作ダム堆砂対策検討業務報告書
ツ	平成24年度	矢作ダム下流部環境調査業務報告書
テ	平成23年度	矢作川土砂管理計画策定業務委託報告書
ト	平成23年度	矢作ダム下流河川影響調査業務報告書
ナ	平成22年度	矢作ダム土砂管理計画策定業務報告書
ニ	平成22年度	矢作ダム下流部環境調査業務報告書
ヌ	平成22年度	矢作ダム堆砂対策施設設計業務報告書
ネ	平成21年度	矢作川土砂管理計画作成業務報告書
ノ	平成21年度	矢作ダム貯水池堆砂対策計画策定業務報告書
ハ	平成21年度	矢作ダム貯水池堆砂対策施設検討業務報告書
ヒ	平成21年度	矢作ダム下流部環境調査業務報告書
フ	平成20年度	矢作ダム貯水池堆砂対策計画策定業務報告書
ヘ	平成20年度	矢作ダム貯水池堆砂対策施設検討業務報告書

- ② 閲覧申込：1（6）に同じ。
- ③ 閲覧場所：1（6）と同じ。
- ④ 閲覧期間：公示日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜、日曜日及び休日を除く毎日9時00分から17時00分まで

（4）特定・非特定通知

- ① 企画提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。企画提案書を特定したものには、電子入札システムにより通知する。また、提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を同じく電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加希望者に対しては、書面をもって、分任支出負担行為担当官から通知する。
- ② 特定後に参加表明書及び企画提案書を無効とする案件が発生した場合は、特定を取り消した後に企画提案書を提出した者から、再度、評価を行い合計点が最上位であるものを1者特定する。
- ③ 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けたものは、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、分任支出負担行為担当官に対して非特定理由について説明を求めることができる。
 - ・受付場所：1（6）の提出先と同じ。
 - ・受付日時：電子入札システムによる場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者は、8時30分から17時15分まで。
- ④ 上記③の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含む。）に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出されたものに対しては、書面により行う。

7 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（様式自由・A4版）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な手続きが確保出来ないため、参加することができないものとする。なお、当該質問者が既に選定通知されている場合においては非選定とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付先：1（6）と同じ。

② 質問の受付期間：別表④のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

① 閲覧場所：1（6）と同じ。

② 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

8 契約書作成の可否等

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）により契約書を作成するものとする。

9 支払条件

前払金：無し 部分払：無し

10 火災保険付保の可否：否

11 再苦情申立て

- (1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）

・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

12 関連情報を入手するための照会窓口

1（6）受付窓口と同じ。

1.3 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (4) 本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）及び、本業務を受注したコンサルタント（設計共同体の各構成員を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務（設計共同体による場合は、各構成員の分担業務）に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。
 - ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
 - ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (5) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
また、提出された参加表明書及び企画提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び企画提案書を無効とする。
 - ・参加表明書、企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ・参加表明書、企画提案書と無関係な書類である場合
 - ・他の業務の参加表明書、企画提案書である場合
 - ・白紙である場合
 - ・説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ・発注者名に誤りがある場合
 - ・発注案件名に誤りがある場合
 - ・提出業者名に誤りがある場合
 - ・その他未提出又は不備がある場合
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) 特定された者以外が提出した企画提案書は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから企画提案書

を削除する。紙入札方式により提出した場合には、分任支出負担行為担当官において廃棄するが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。

ただし、提出されたCD-R等の電子媒体は、分任支出負担行為担当官において廃棄する。

なお、提出された特定された者以外の技術提案書は、一連の契約手続き終了後に発注者により速やかに廃棄処理する。また、特定された者の技術提案書は、業務完成後に発注者により速やかに廃棄処理するものとする。

- (9) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (11) 契約図書に明記された企画提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行うものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大10点まで減ずるものとする。
- (12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- (13) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、国土交通省電子入札システムホームページで公開している。
- (14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は、下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ・国土交通省電子入札システムヘルプデスク TEL 03-3505-0514
 - ・国土交通省電子入札システムホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
 - ・取得しているICカードの認証機関
- ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、1(6)へ連絡すること。
- (15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。
- この確認を怠った場合には、以後の手續に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

別表

①	選定通知の日	平成31年2月6日
②	参加表明書及び企画提案書の提出期間	平成31年1月15日から 平成31年1月31日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	応募要件の審査及び評価の基準日	平成31年2月5日時点 ※提出された書類の審査及び評価をする基準日であり、各項目の基準日は説明書に記載の日付及び年度とする。
④	説明書の内容についての質問の受付期間	平成31年1月15日から 平成31年1月21日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	ヒアリングの期間	平成31年2月7日から平成31年2月8日
⑥	特定通知の日	平成31年2月20日

参加表明書

業務の名称 平成３０年度矢作ダム排砂施設設計業務

履行期限 平成３１年８月３０日

標記業務の参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

矢作ダム管理所長 栗木 信之 殿

住 所

商号又は名称 ○○建設コンサルタント(株)

代表者 役職名 氏名

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地

商号又は名称 : ○○○○業務

△△・○○設計共同体

代表者 : △△(株) 役職名 氏名

○○(株) 役職名 氏名

連絡先) 担当部署

氏 名

T E L

F A X

E-mail

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

※紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

参加表明者の平成20年度以降に完了した同種又は類似業務の実績

企業名：

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、「同種業務」、「類似業務」を記載し、件数は3件までとすること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判片面2枚以内に記載する。

※設計共同体での参加の場合は、代表者、構成員ともに各1件以上3件までとし、あわせて6件までの実績を記載すること。

(様式 - 3)

参加表明者の優良表彰の有無

平成29年度から平成30年度 優良業務表彰 (表彰受賞年)			
表彰年度	業 務 名	発注者	表彰者

※優良業務表彰がある場合、その写しを提出すること。

配置予定管理技術者の経歴等

①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持ち業務の状況(公示日現在)契約金額500万円を越える業務(ただし、国土交通省所管に係る業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名(テクリス登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥平成27年度から平成30年度 優良技術者表彰 (表彰受賞年)				
表彰年度	業務名	発注機関	表彰者	

※保有資格を証明する書類として、合格通知書を提出する場合は④の保有資格欄にその旨がわかるように記載し、合格通知書の写しを添付すること。

※手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を越える業務とし、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。

※優良技術者表彰がある場合、その写しを提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験を資格として申請する場合は、資格保有欄に「関連の20年以上の実務経験と十分な業務実績」と記載し、実務経験等を証明する書類を別途提出すること。

※評価対象期間に、「休業」を取得した場合は、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

(様式 - 5)

配置予定管理技術者の平成20年度以降に完了した同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名	
テクリス登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	<u>(〇〇技術者として従事)</u>
業務の技術的特徴	
当該技術者の 業務担当の内容	

※業務分類には、「同種業務」、「類似業務」を記載し、件数は3件までとすること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判片面2枚以内に記載する。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：1社単独で注3に記載されている再委託等がある場合、業務の分担について記載するものとする。

なお、1社単独で、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注3：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

配置予定照査技術者の資格

ふりがな ①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)	

※保有資格を証明する書類として、合格通知書を提出する場合は④の保有資格欄にその旨がわかるように記載し、合格通知書の写しを添付すること。

企画提案書

業務の名称 平成30年度矢作ダム排砂施設設計業務

履行期限 平成31年8月30日

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

矢作ダム管理所長 栗木 信之 殿

住 所

商号又は名称 ○○建設コンサルタント(株)

代 表 者 役職名 氏名

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

住 所 : 共同体事務所の所在地

商号又は名称 : ○○○○業務

△△・○○設計共同体

代 表 者 : △△(株) 役職名 氏名

○○(株) 役職名 氏名

連絡先) 担当部署

氏 名

T E L

F A X

E-mail

※紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

企画提案書（実施方針）

・業務の実施方針

・実施フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1：業務の実施方針、業務実施フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。

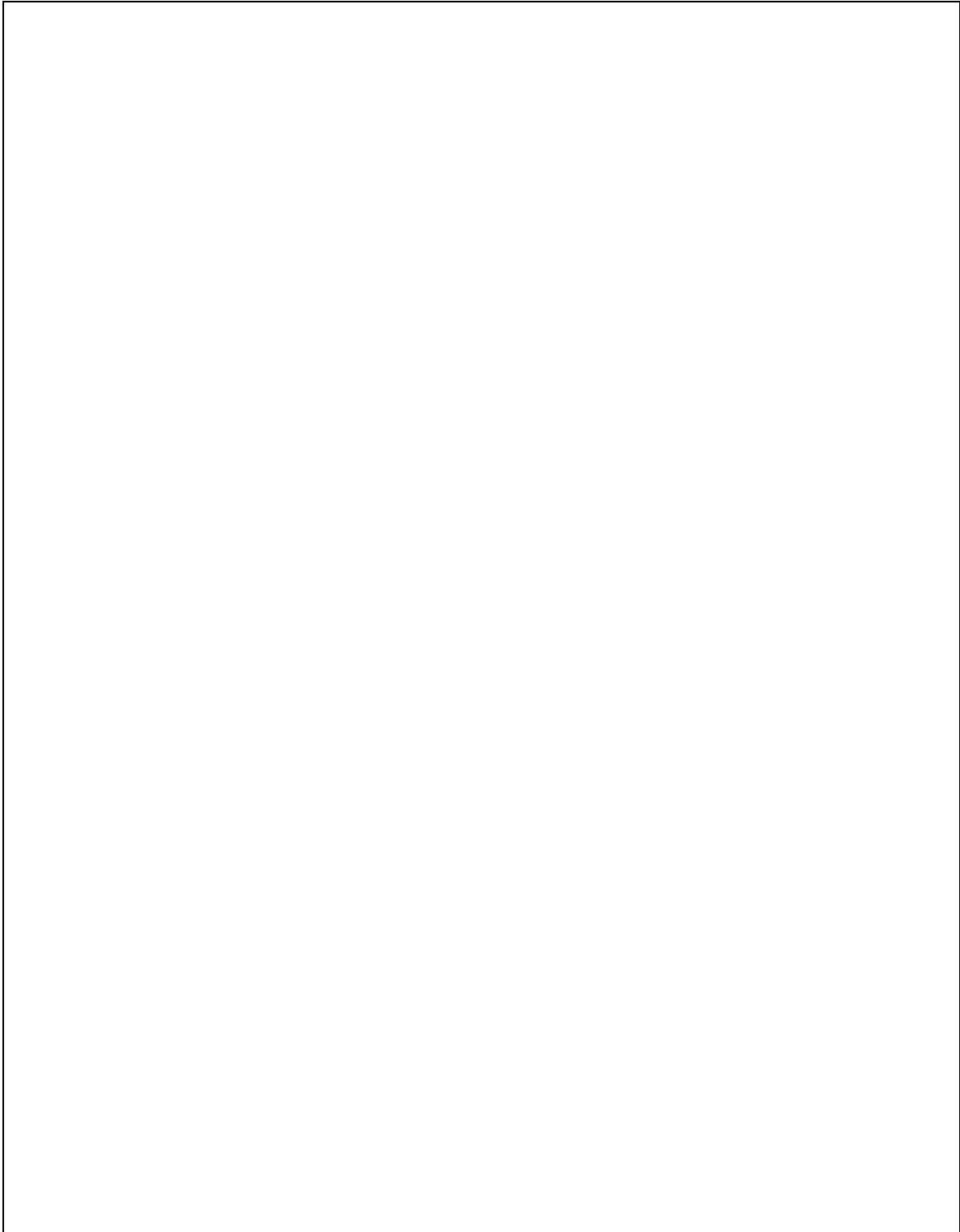
注2：A 4判片面1枚以内に記載する。

注3：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名

・ 個人名・電話番号・メールアドレス・住所等) を記載してはならない。

(様式-10)

企画提案書 (業務実施体制)

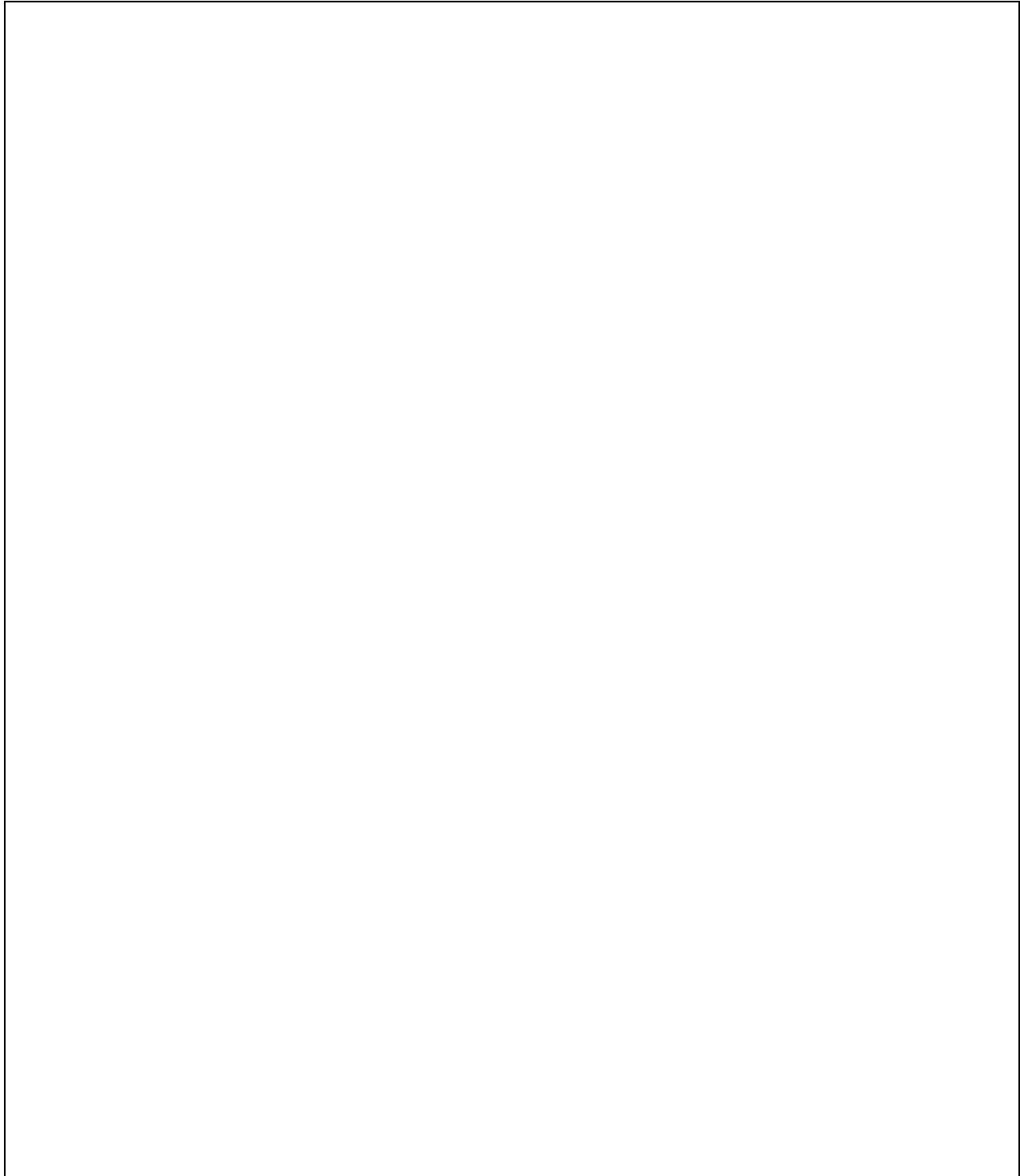


注1：A4判片面1枚以内に記載する。

注2：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等）を記載してはならない。

企画提案書：特定テーマ

排砂施設としてのトンネル設計を行う上で留意すべき点とその対応策について



注1：A4判片面1枚以内に記載する。

注2：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス・住所等）を記載してはならない。

「参考様式」

業務成績についての参考資料

【企業】平成28年度から29年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点

業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
テクリス該当業務分野 評定対象登録件数	件
テクリス該当業務分野 業務成績平均点	点

※設計共同体的場合は、構成員について下記に記載する

業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
テクリス該当業務分野 評定対象登録件数	件
テクリス該当業務分野 業務成績平均点	点

【技術者】平成26年度から29年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務評定点

※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。

配置予定管理技術者氏名：_____

業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
テクリス該当業務分野 評定対象登録件数	件
テクリス該当業務分野 業務成績平均点	点

※1：業務成績平均点は、少数第2位四捨五入の少数第1位止めとする。

※2：業務成績平均点は、テクリスにおいて「土木関係建設コンサルタント業務」に該当する分野に登録されているものを対象とする。なお、業務分野が3つ以上登録されていた場合は、登録順の3つまでを対象とし、該当業務分野が4つ目以降に登録されているものは平均点算出時の対象としない。